

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の実施（四件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…

告示

- 東京都告示第千四百九十六号
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、江東区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十九年九月二十八日
東京都知事 小池 百合子
- 一 測量施行者 江東区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 江東区有明三丁目及び東雲二丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十月十六日から平成三十年二月二十八日まで

- 東京都告示第千四百九十七号
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十九年九月二十八日
東京都知事 小池 百合子
- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 北区赤羽西三丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十月十六日から平成三十年三月十六日まで

- 東京都告示第千四百九十八号
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第一市街地整備事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十九年九月二十八日
東京都知事 小池 百合子
- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 中央区晴海五丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年七月二十日から平成三十年三月十六日まで

- 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、稲城上平尾土地区画整理組合理事長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十九年九月二十八日
東京都知事 小池 百合子
- 一 測量施行者 稲城上平尾土地区画整理組合
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 稲城市平尾地内
- 四 測量の期間 平成二十九年九月二十五日から同年十一月三十日まで

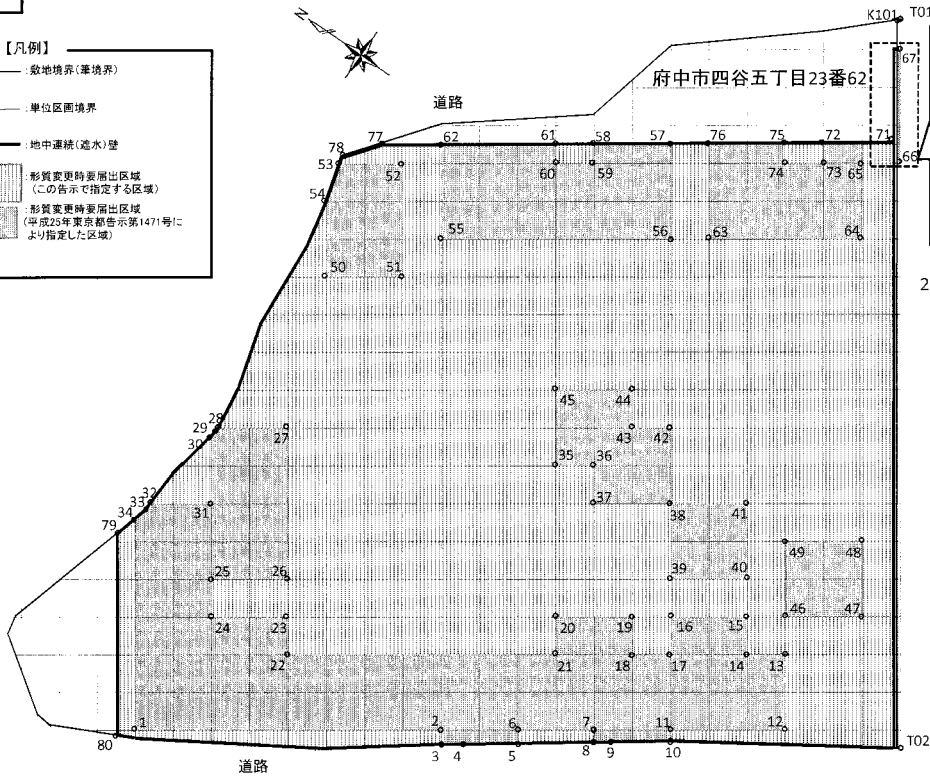
- 東京都告示第千五百号
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十九年九月二十八日
東京都知事 小池 百合子
- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（府中市四谷五丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

- 東京都告示第千四百九十九号
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第一市街地整備事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十九年九月二十八日
東京都知事 小池 百合子
- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 中央区晴海五丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年七月二十日から平成三十年三月十六日まで

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

- 【凡例】
- 敷地境界(番境界)
 - 単位区画境界
 - 地中通続(透水)壁
 - ▨ 形質変更時要届出区域 (この告示で指定する区域)
 - ▨ 形質変更時要届出区域 (平成23年東京都告示第1471号により指定した区域)



座標一覧表

点番	X座標	Y座標
1	-35930.743	-35969.327
2	-35922.617	-35968.236
3	-35922.317	-35971.728
4	-35941.959	-35973.517
5	-35922.316	-35982.924
6	-35922.625	-35982.924
7	-35912.354	-35971.691
8	-35918.359	-35950.626
9	-35916.304	-35953.402
10	-35925.955	-35945.723
11	-35922.622	-35912.419
12	-35931.725	-35934.510
13	-35968.989	-35929.978
14	-35973.763	-35913.615
15	-35964.403	-35928.248
16	-35978.931	-35982.122
17	-35937.225	-35993.653
18	-35931.951	-35991.524
19	-35986.497	-35884.758
20	-35900.528	-35870.020
21	-35907.582	-35876.788
22	-35914.852	-35851.499
23	-35947.586	-35818.484
24	-35961.120	-35802.257
25	-35953.352	-35798.921
26	-35940.223	-35811.778
27	-35910.370	-35778.655
28	-35923.566	-35770.725
29	-35924.332	-35770.548
30	-35922.388	-35773.926
31	-35939.929	-35783.459
32	-35949.205	-35772.223
33	-35951.985	-35774.564
34	-35950.884	-35771.880
35	-35910.374	-35842.687
36	-35964.078	-35850.331
37	-35911.311	-35820.107
38	-35957.860	-35871.824
39	-35912.567	-35861.358
40	-35959.236	-35820.053
41	-35944.268	-35888.552
42	-35941.113	-35852.283
43	-35949.878	-35850.529
44	-35942.515	-35841.163
45	-35935.045	-35829.436
46	-35959.624	-35814.213
47	-35948.402	-35828.849
48	-35937.375	-35815.409
49	-35944.906	-35800.611
50	-35974.549	-35764.358
51	-35961.018	-35778.688
52	-35939.927	-35793.396
53	-35949.947	-35747.592
54	-35935.916	-35720.640
55	-35946.888	-35780.222
56	-35928.294	-35724.484
57	-35918.131	-35765.654
58	-35922.670	-35793.583
59	-35925.686	-35792.205
60	-35911.884	-35788.841
61	-35908.484	-35781.627
62	-35926.717	-35784.550
63	-35939.228	-35811.828
64	-35912.485	-35796.263
65	-35927.238	-35847.751
66	-35920.927	-35851.125
67	-35928.811	-35834.818
68	-35948.835	-35831.278
69	-35922.053	-35828.118
70	-35974.563	-35840.387
71	-35921.265	-35831.924
72	-35938.897	-35838.762
73	-35910.250	-35818.050
74	-35940.811	-35754.452
75	-35949.309	-35747.131
76	-35922.522	-35773.981
77	-35920.521	-35806.451
78	-35925.392	-35829.788
79	-35974.304	-35829.612
80	-35956.416	-35961.185

【備考】
上記座標は、測量法(昭和24年法律第18号)の規定により
世界測地系座標計算により作成した。

●東京都告示第千五百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 大田調布

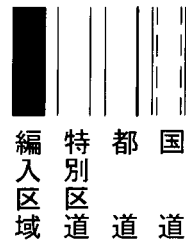
二 変更の区間 世田谷区玉堤二丁目二千六百九十二番八地先から同区野毛二丁目三百五十番地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道大田調布線区域変更略図

世田谷区玉堤二丁目～野毛二丁目



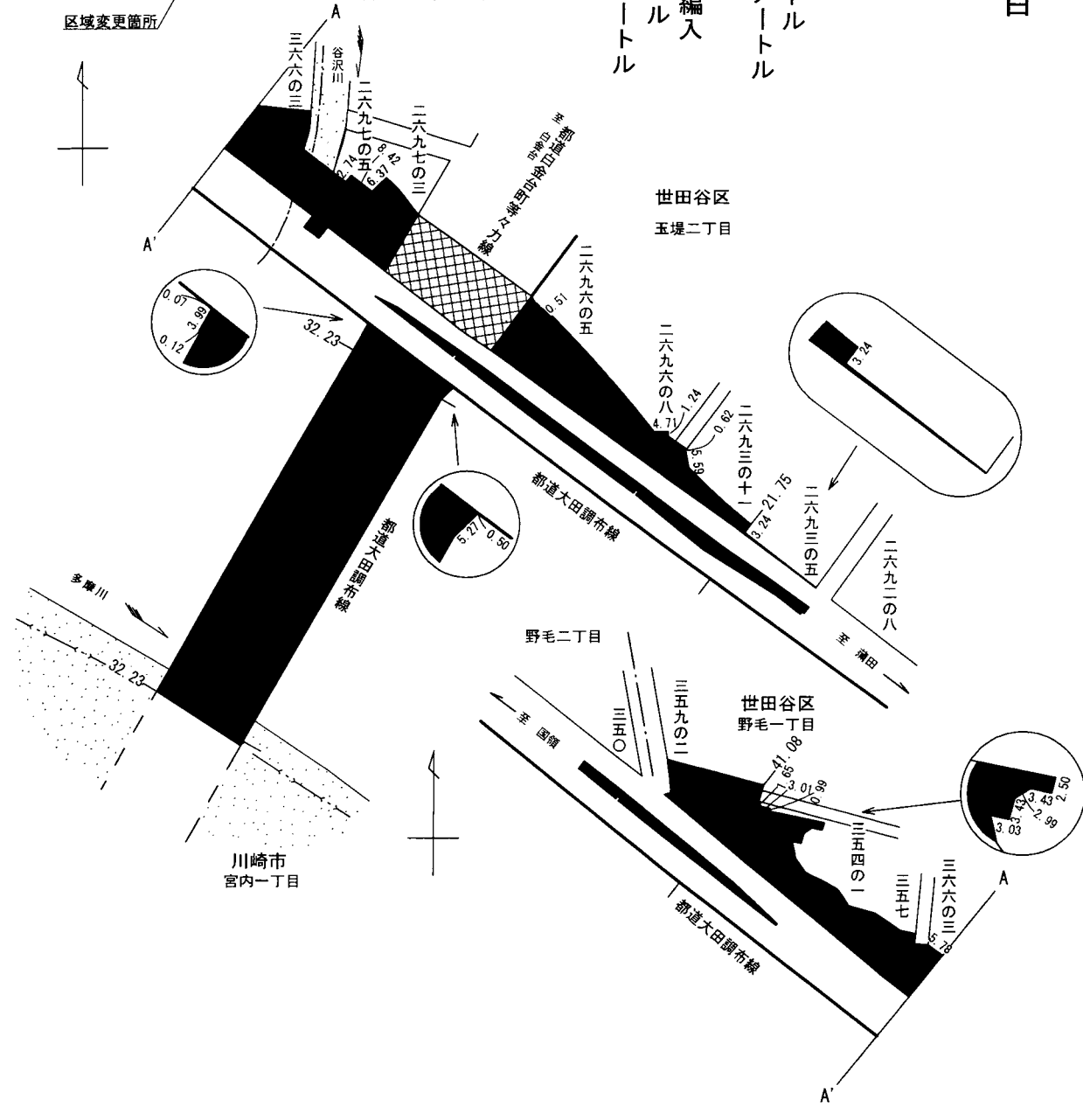
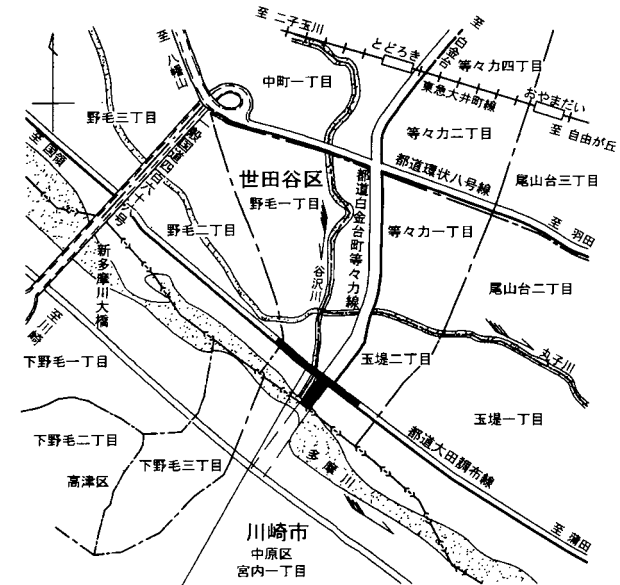
延長 五〇五・六五メートル
面積 九、二六三・三四平方メートル

延長 四五・五六メートル
面積 九五三・九四平方メートル

都道白金台町等々力線との重用編入

重用編入区域

計画線



発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001